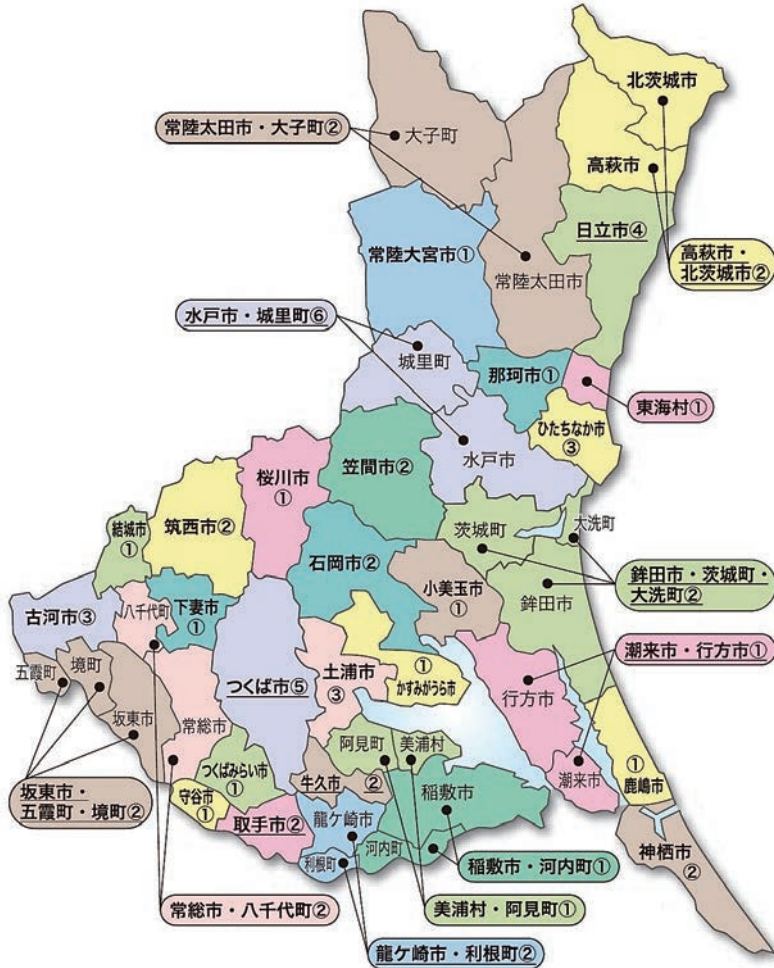


選挙Q & A

■茨城県議会議員の補欠選挙とは？

県議会議員は県内 32 選挙区で 62 人の定数があり、取手市選挙区の定数は 2 人です。2 人以上の定数の選挙区では、欠員が 1 人の場合には単独では補欠選挙は実施されず、同一の地方公共団体の他の選挙が実施されるとき（今回でいう県知事選挙）に併せて行われます。現在、取手市選挙区で 1 人の欠員があるため、県知事選挙と同日に行われます。また、補欠選挙での当選者の任期は、前任者の残任期間となります。



茨城県議会議員選挙区図（丸数字は各選挙区の定数）
（県ホームページから）

■選挙期日に 18 歳になる場合は期日前投票を利用できますか？

選挙期日に 18 歳の誕生日を迎える方（平成 19 年 9 月 8 日生まれの方）は、期日前投票期間中は 17 歳なので、不在者投票をご利用ください。詳細は、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

■選挙運動が始まると、選挙運動用の自動車からスピーカーで候補者の名前が連呼されますが、規定はありますか？

候補者が選挙運動用自動車から拡声器で名前を連呼するのは、公職選挙法に基づく選挙運動の一つです。時間は 8 時から 20 時までの間と限られています。

音量の規制はありませんが、学校や病院などの周辺ではマイクの音量を落とすなど、静穏保持の規定があります。

■政治家からの寄附っていけないの？

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいません。禁止されている寄附の例として、葬式の花輪・供花、祭りへの寄附や差し入れ、地域の運動会・催し物への寸志や飲食物の差し入れなどがあります。

■投票の仕方は？

候補者名を記入して投票します。

県知事選挙	県議会議員補欠選挙
候補者氏名 ● × 乙 郎 白色	候補者氏名 △ 田 △ 子 クリーム色

投票しやすい環境への取り組み

■選挙支援カード

投票の支援を必要とする方で、口頭による申し出が困難な方などは選挙支援カードをご利用ください。必要な支援を記入し、投票所の受付に提出してください。選挙支援カードは市ホームページからダウンロードできます。

せんきょしえん 選挙支援カード

お手伝いが必要な方は、このカードに☑をつけて、文書管理室と二階に投票所の係員に渡してください。

してほしいサポート

☐ 投票用紙に、代わりに書いてほしい。

（代筆してほしい）

☐ コミュニケーションボードを使ってほしい。

☐ 投票所内を案内（誘導）してほしい。

☐ 候補者名を読み上げてほしい。

☐ このカードを返却してほしい。

☐ その他、お手伝いしてほしいことを書いてください。

借りたい物品

☐ 選挙公報 ☐ 拡大鏡（投票用紙）

☐ 筆箱 ☐ 筆

☐ 文房 ☐ 点字器

☐ その他、借りたいものを書いてください。

取手市選挙管理委員会

■コミュニケーションボード

投票所で困ったことがあったとき、お話しすることが難しい方でも指さして意思を伝えることができるコミュニケーションボードを全ての投票所に配置します。

コミュニケーションボードの使用を希望する方は、選挙支援カードに記入、または投票所受付に申し出てください。



■選挙公報の音声 CD

選挙公報を読み上げた音声 CD を投票日数日前から利用できるようになります。利用方法など、詳細はお問い合わせください。

聖徳大学附属取手聖徳女子高等学校との共同制作 選挙啓発動画公開中

とりでのみなさん「選挙に行こう！」

選挙に関するテーマを高校生の目線で描いた選挙啓発動画です。



- ・お誕生日編
- ・期日前投票編
- ・投票のしかた編
- ・候補者の情報入手法編